

理学部教授会要請

2003年7月10日
理学部教授会

以下の提案を、馬来国弼理学部長が尾崎正孝学術情報センター長に「学術情報センター協議委員会」で検討するよう具申し、さらにその結果を見て評議会に要請することになった。

.....

教育・研究用コンピュータ・ネットワークシステムについて（提案）

平成15年6月26日
学術情報センター情報教育部会

本教授会は評議会において次の点を早急に審議することを要請する。

1. 教育・研究用コンピュータ・ネットワークシステムの管理・運営を一元化し、責任ある体制を早急に確立すること。
2. 対外的に責任ある「ネットワーク管理者（運用責任者）」を明確にし、SINETに通知すること。
3. 従来の「ネットワーク部会」の果たしてきた役割を果たすべき委員会を早急に確立し、教員と職員の協力のもとに、大学のホームページを運営すること。

（参考資料）

【本来の姿】

「学術情報センター規定」

第3条 情報システム運営室を置くことが銘記されている。

第8条 協議委員会に3つの部会を置くことが銘記されている。

各部会には「運営要綱」が定められている。

「情報ネットワーク部会運営要綱」には、部会の所管事項として、「大学公式ホームページの運用」が定められている。

【現状】

ネットワーク部分・・・総務部・企画課・情報ネットワーク係

主な機能・・・情報化の推進に関する企画及び総合調整

主な業務内容・・・学内LAN，ホームページ運営管理，情報化推進等

教育用コンピュータの部分・・・学術情報センター運営課・管理係

主な機能・・・学術情報センターの企画・運営管理の総括

主な業務内容・・・学術情報に係る企画，調査及び統計，
選書，受け入れ，貸し出し，閲覧情報サービス

問題点

1. 「ネットワーク管理者」が定められていない。
2. 学術情報センターに設置されていた「ネットワーク部会」の位置づけがなくなり，同部会で審議されてきたことがらを審議する場がなくなった。
3. システム更新は誰がどのような体制を組んでおこなうのか，はっきりしていない。

4. 実習室の管理は学術情報センター運営課・管理系の担当となっているようだが、位置的にも離れており、教室用監視カメラの設置場所は企画課・情報ネットワーク系の部屋に置かれている、などの矛盾が生じている。
5. 学生・教職員の日常のトラブルの相談窓口がはっきりしない。
6. 実習室を使った授業を行おうとしたとき、あるいは貸し出し用機器を使おうとしたとき、どこに申し出たらよいのかははっきりしていない。
7. 医学部においては、学部・大学院、附属病院のIT関係部門を統括する部署、人員配置を従来から要求していたにも拘わらず、今回の機構改革では、何一つ改善されていないばかりか、後退したものとなっている。